

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	千葉県浦安市	区分	単独・委託
キーワード	市民後見人養成 受任調整会議 地域共生を志向した支援体制		

市民後見人養成後の支援と専門職連携による受任調整

I. 概要

1. 自治体概要

人口	170,041人
面積	16.98km ²
高齢化率	17.54%
地域包括支援センター	5か所
日常生活自立支援事業利用者数	42人 ^(※1)
障害者相談支援事業所	14か所
療育手帳所持者数	819人 ^(※2)
精神障害者保健福祉手帳取得者数	1,137人 ^(※2)

(※1：2019年12月末現在 ※2：2019年10月1日現在)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
126人	83人	33人	10人	1人

(2019年10月末時点)

②市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)	
件数	6件	7件	4件	6件	
内訳	高齢者	6件	4件	4件	5件
	障害者	0件	3件	0件	1件

③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
38人	3人	6人	4人

(2019年10月末時点)

3. 事例のポイント

▶市民後見人の多様な活動を支援

法人後見の「後見支援員」としての活動や、紙芝居を使った出前講座など広報活動を行う「成年後見サポーターズ」など多様な活動を支援している。

▶専門職・家裁と連携した受任調整等

専門職相談や「権利擁護サポート会議」によって後見ニーズを見極め、「後見支援委員会」によって候補者の検討が行われている。検討結果を「受任調整結果報告書」にまとめ、家裁と情報共有している。

▶地域共生社会を目指した支援体制

現時点で高齢化率は低い市であるが、将来に向けて先行的・計画的に体制を整備している。司令塔機能を担う市は、地域共生社会づくりを目指して関係各課の「横のつながり」も意識した支援体制の整備に力を入れている。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談、 窓口周知
調整	相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
法人後見	後見人候補者 推薦
活用	親族申立の 相談・支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
連携	意思決定支援 の設置
連携	協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 連携
不正防止(効果)	家裁との連携 連携 専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2006 (H18) 年	浦安市社協「法人後見要綱制定」、「成年後見運営審査会」設置。 千葉県弁護士会京葉支部高齢者との定期勉強会実施。 弁護士による「成年後見制度・相続・遺言の相談会」開始。 Point 1
2008 (H20) 年	浦安市社協「うらやす成年後見・生活支援センター」開設。
2009 (H21) 年	浦安市社協 法人後見受任開始。
2014 (H26) 年	市民後見人養成研修開始 (第1期)。
2016 (H28) 年 6月	「権利擁護サポート会議」開始。 Point 2 「後見支援委員会」設置。 司法書士による「成年後見制度・相続・遺言の相談会」開始。
2017 (H29) 年	市民後見人が選任される。
2018 (H30) 年	「うらやす成年後見サポーターズ」組織化、「後見人のつどい」開催。
2019 (H31) 年	浦安市社協中核機関受託「うらやす成年後見支援センター」に改称。 Point 3



POINT

Point 1

弁護士との定期的な勉強会や相談会を積み重ね、その後、司法書士による相談会を開始したことなどが専門職との連携を深める基盤になっています。

Point 2

社協の法人後見実務で培ったノウハウを基盤にして市民後見人養成後のバックアップや「権利擁護サポート会議」、「後見支援委員会」の設置につながっています。「権利擁護サポート会議」は、関係機関・専門職とアセスメントや支援の検討を定期的に行い、連携・ネットワークを強化しています。

Point 3

「うらやす成年後見サポーターズ」の組織化によって市民後見人養成研修後の活躍の場が広がっています。

中核機関を整備することで、行政の関係各課や家裁との連携が深まっています。

「後見支援委員会」や「権利擁護サポート会議」を設置したきっかけは？

市民後見人の養成後、選任の機会を待っている状況の中で、市民後見人が選任されるためには、専門性に裏付けされた判断根拠を家裁に示すことが必要と考えました。そこで、専門職から助言を受けられる受任調整のための「後見支援委員会」設置を決めました。その後、受任調整する際には、相談受付後の支援の方向性を検討する場が必要となったため「権利擁護サポート会議」を設置しました。



Ⅲ. 浦安市における体制の特徴について

1. 市民後見人の多様な活動支援と中核機関の体制整備

平成26年から開始した市民後見人養成研修は、第1期は実務研修やフォローアップ研修を含めると4年間の養成期間で実施しました。現在、第3期の講座を実施中です。市民後見人の養成を計画的に行いつつ、養成研修修了者に対しては、市民後見人として後見活動を行うだけでなく、多様な活動ができるよう支援しています。

法人での後見受任から着手したことで、センターが後見実務を習得でき、市民後見人のバックアップにも生かされています。

市民後見人養成研修修了者は、法人後見支援員として活動する選択肢もあります。また、後見実務は担わない場合でも、地域への出前講座を自主的に行うなど「成年後見サポーターズ」の活動があります。

「成年後見サポーターズ」は、平成30年度から

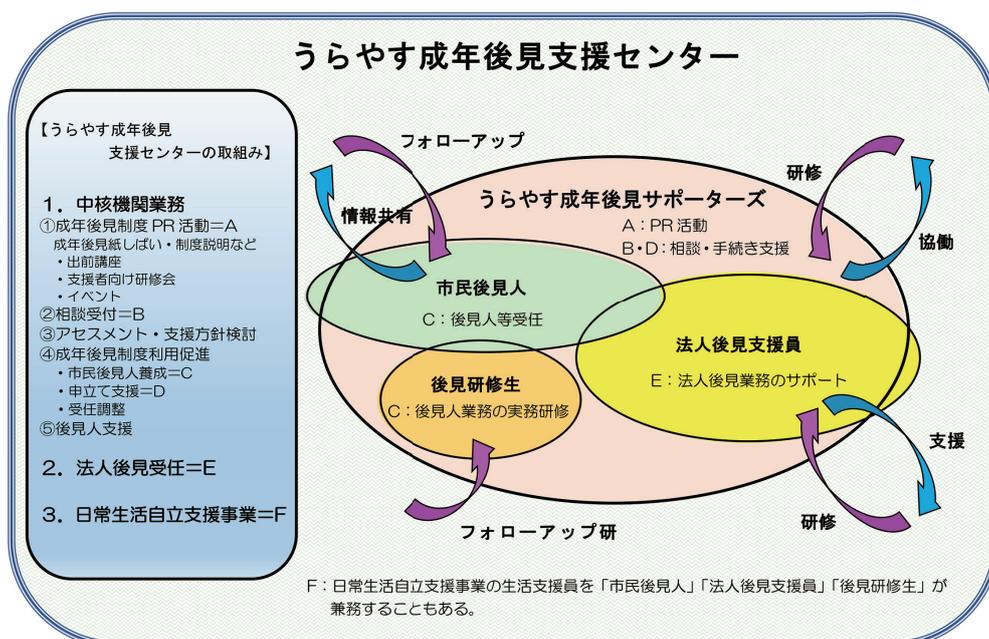
活動を始め、「成年後見紙しばい」を作成し、地域のサークルや自治会の集まり、老人クラブの活動などで月に1～2回程度の出前講座を行っています。

令和元年度に委託で中核機関の整備を行い、現在、受託先の市社協には常勤職員（社会福祉士等）3名と非常勤職員2名を配置しています。

中核機関の主な業務として、広報啓発、相談受付、アセスメント・支援方針の検討、申立てに必要な支援、市民後見人の養成・支援、後見人候補者の受任調整、後見人支援などを行っています。

相談受付では、市民からの相談は月2回の専門職相談（弁護士・司法書士）と後見相談（社会福祉士）を予約制・無料で行っています。また、地域包括支援センターなど関係機関からの相談も、2次相談窓口として対応しています。

◆◇ うらやす成年後見支援センターの取組みと活動イメージ ◇



2. 専門職・家裁と連携した受任調整、後見人支援

平成18年から始めた千葉県弁護士会京葉支部の弁護士との定期的な勉強会を重ねながら、平成28年6月には司法書士も加わって専門職との連携が形になっていきました。現在、専門職相談として、弁護士相談（毎月第2火曜日）と司法書士相談（毎月第3水曜日）を実施しています。

また、市民後見人が選任されるためには、専門性に裏付けられた判断根拠を家庭裁判所に示すことが必要と考えて「権利擁護サポート会議」と「後見支援委員会」を設置しました。

「権利擁護サポート会議」は、地域包括支援センターや関係課の担当者、弁護士等の専門職が出席して、現状把握やニーズ・課題などアセスメン

トや支援方針の検討を行います。

「後見支援委員会」では、弁護士、司法書士、社会福祉士、市社会福祉課長、社協事業課長によって構成され、後見人等候補者の受任調整などを行っています。

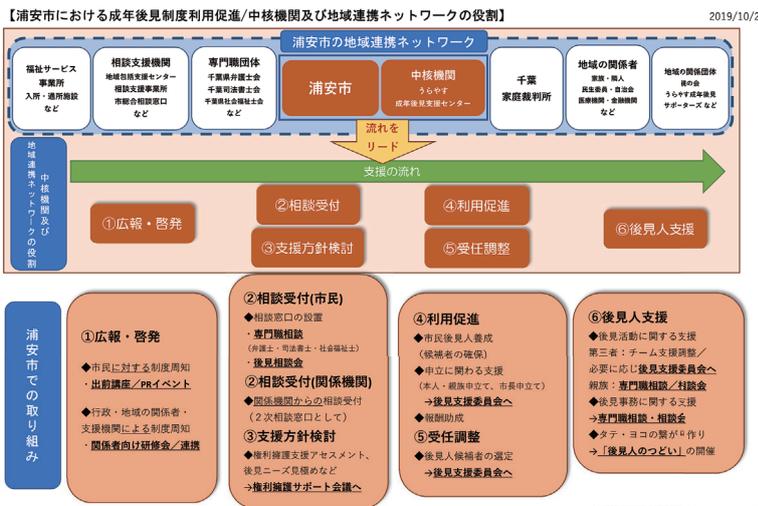
候補者の属性を決定した後は、専門職の場合は、各専門職団体に推薦依頼を行っています。

委員会での検討内容やその結果をまとめたものは、「受任結果報告書」として家裁に申立ての際の書類に添付することになっています。家裁との意見交換も随時行っていて、市民後見人の選任にあたっては、事前に調整をしています。

また、後見人支援として、必要に応じて、受任

後の引き継ぎ会議などにセンターが出席したり、継続的に関与することもあります。

業務の多くは委託していますが、市役所内部においても総合相談支援室というセクションを設けて、「福祉の断らない相談」を行うなど地域共生社会づくりを目指して関係各課の「横のつながり」も意識した支援体制の整備に力を入れています。



担当者より

今までの権利擁護の取組の中で、何か一つ、強みやできることがあれば、そこから手を付けていく。一つのことからどう広げるかという視点のほうが大さだと思います。仕事は増えますが、権利擁護の業務は、苦勞している関係機関の方々から後で感謝されることがよくあります。



■参考URL 連絡先

浦安市 福祉部 社会福祉課
TEL：047-351-1111 (15105)
URL：http://www.city.urayasu.lg.jp/

●浦安市社会福祉協議会
うらやす成年後見センター
TEL：047-355-5315
URL：http://urayasu-shakyo.jp/seinen-seikatsushien

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	東京都江戸川区	区分	単独・社協委託
キーワード	相談対応の工夫、アセスメント・支援の検討、不正防止（効果）		

地域拠点の活用と成年後見支援会議

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	697,801人
面 積	49.09km ²
高齢化率	21.0%
地域包括支援センター	27か所
日常生活自立支援事業利用者数	67人
療育手帳所持者数	5,027人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	6,316人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
869人	710人	118人	30人	11人

(2018年12月末時点)

②区長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年
件 数	65件	87件	77件	69件
内 訳	高齢者	56件	74件	65件
	障害者	9件	13件	12件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
68人	31人	9人	36人

(2019年度末時点)

3. 事例のポイント

▶安心生活センター（社協）を中核機関に

2018（H30）年度、介護保険事業計画等において、成年後見制度推進機関（都の事業により整備されてきた機関）であった社協の安心生活センターを地域連携ネットワークの整備・運営の中核機関と位置付け。

▶首長申立と受任調整のための協議シート

2019（H31）年度より、毎月1回「成年後見支援会議」を実施し、首長申立協議（受任者調整、支援方針立案支援等）を実施。その際使用する「成年後見支援会議協議シート」を開発。

▶相談機能の強化

2019（H31）年度より、成年被後見人等、後見人等、区民や関係者を対象とした「後見人何でも相談ダイヤル」を開発。困難案件については「成年後見支援会議」に報告し、不正防止にもつながる丁寧な対応を実施。

既存機能の活用

計画の策定

取組

定住自立圏域

条例の制定

支援検討

アセスメント・

窓口周知

広報・相談、

調整

他制度との連携

相談受付の工夫

市町村長申立

受任調整会議

市民後見人養成

推薦

後見人候補者

法人後見

相談・支援

親族申立の

活用

補助・保佐の

親族後見人支援

任意後見制度

バックアップ・

モニタリング・

取り扱い

個人情報

意思決定支援

連携

都道府県等との

協議体、合議体

連携

当事者団体との

家裁との連携

不正防止（効果）

連携

専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2007 (H19) 年 4月	江戸川区社会福祉協議会に「安心生活センター」設置。 法人後見5件受任開始。
2016 (H28) 年	地域共生社会の拠点となる「なごみの家」設置開始。 * 現在、江戸川区内に9カ所設置。総合相談機能。
2018 (H30) 年度	「江戸川区熟年しあわせ計画及び第7期介護保険事業計画」、「第5期障害福祉計画」において、安心生活センターを中核機関（委託）として位置付け。 * 相談機能、後見人支援機能等の強化、利用促進に努めていく旨を明記
2019 (R1) 年度	毎月1回「成年後見支援会議」実施。 * 区長申立協議（受任者調整、支援方針立案支援を含む）
2019 (R1) 年度	「後見人何でも相談ダイヤル」開設。 * 困難案件は「成年後見支援会議」へつなぐ。



POINT

Point 1

都内でも首長申立件数ではトップクラスの自治体で、安心生活センターが中核機関と位置付けられる前までは、首長申立の事務はすべて社協で行っていました。しかし、国基本計画にもとづき、行政が担う役割を明確化。行政が直接相談を受ける等よりスムーズな対応を可能としました。

Point 2

「後見人何でも相談ダイヤル」は、成年被後見人等や後見人等（親族も）だけではなく、一般の区民や関係者も対象としており、文字通り「何でも」相談できる窓口です。ここで受ける相談が受任調整にも活かされ、また、不正の予防にも効果がでてくると考えて、丁寧に取り組んでいます。

Point 3

江戸川区は、人材や予算が潤沢にあるわけではない自治体ですが、既存の機能（「なごみの家」、民生委員の高齢者個別訪問等）を活用し、子どもも含めた全世代型の権利擁護支援を目指します。判断能力のある独居の高齢者に向けて「おひとり様支援事業」にも取り組んでいます。

社協が中核機関の委託を受けたときに、行政との関係をどのように整理しましたか？

中核機関として立ち上がったときに、これまで実施していた首長申立の事務を行政に移しました。しかし、社協のこれまでのノウハウを活かしていくために、お互いの得意分野を整理し協働していく体制をとっています。行政と社協どちらも窓口となりますが、家裁との連絡調整は安心生活センターに一本化しています。



Ⅲ. 江戸川区における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

江戸川区では2018（H30）年度、「江戸川区熟年しあわせ計画」及び「第7期介護保険事業計画」、「第5期障害者福祉計画」に包含する形で、2007（H19）年から委託してきた社協の安心生活センター（以降、センターという）を中核機関と位置付けました。これまで法人後見の受任等を行っていたセンターですが、国基本計画に基づき、さらに、相談機能の強化、後見人支援の強化が明記されました。

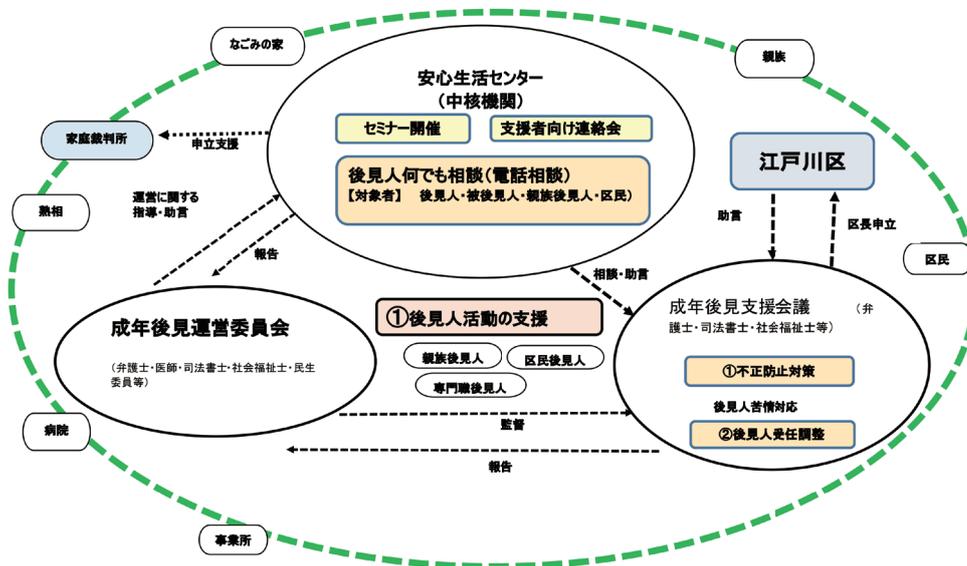
現在の職員体制は合計13名（常勤8名、非常勤5名・社会福祉士、精神保健福祉士等）です。

江戸川区では2016（H28）年に「なごみの家」

の設置が始まりました。「なごみの家」は、区内を15の生活圏域に区分け（おおよそ2つの中学校区）し、連合町会エリアに合わせて現在9カ所設置されています。国の地域包括ケアシステム、介護、医療、子どもの支援を地域で完結する共生社会の考え方を採用し、「なんでも相談」、「子どもから熟年者まで誰でも集える交流の場」、「地域のネットワークづくり」の機能をもっています。

大きな権利擁護という意味で高齢者から子どもまでの情報をキャッチし、権利擁護支援の必要性があるときには、中核機関である安心生活センターと連携することを目指しています。

江戸川区の中核機関における権利擁護支援の地域連携ネットワーク



2. 成年後見支援会議

2009年に「安心生活センター」が立ち上がったときから区長申立事業を社協に委託しており、成年後見支援会議の前身となる事例検討・受任調整を行う会議を継続して実施してきました。2018年

度から成年後見支援会議を試行し、2019年度から月1回の定例会議として本格実施しています。

成年後見支援会議は、区の福祉推進課職員、社協職員、各所管課（介護保険、障害者福祉、生活

援護、健康サポートセンター）職員、弁護士、司法書士、社会福祉士で構成され、毎回10事案前後について協議しています。

この会議では、首長申立の受任調整だけでなく、「何でも相談ダイヤル」からあがってくる支援困難事案についても取り扱っており、会議の構成メンバーから適切な支援に向けた助言をもらうなどしています。また、この会議では、後見人選任後の課題解決のために家庭裁判所に申し入れをすべきと判断されるような案件に関する検討も行っています。

成年後見支援会議協議シート（区長申立用）			
主管課	担当		
関係部署	<input type="checkbox"/> 福祉推進課 <input type="checkbox"/> 介護保険課 <input type="checkbox"/> 障害者福祉課 <input type="checkbox"/> 生活支援一課 <input type="checkbox"/> 生活支援二課 <input type="checkbox"/> 生活支援三課 <input type="checkbox"/> 健康部（健康サポートセンター）		
ふりがな 氏名	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 (年齢)
心身の状況	<input type="checkbox"/> 認知症 介護度(<input type="checkbox"/> 支援Ⅰ介護) <input type="checkbox"/> 知的障害(度) <input type="checkbox"/> 精神障害(級) 診断書(<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 依頼中) 作成日 年 月 日 類型 <input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助		本人状況
	住居 住民票上の住所 現在の居所		
親族関係	名前	続柄	親族関係図
	親族の関わり		
経済状況	収入	月額	円 その他収入
	生活保護費	月額	円
相談経路	支出	月額	円 (内訳)
	財産	預貯金	円 その他財産
相談内容			初期相談日
	ご本人の意向		

3. 後見人何でも相談ダイヤル

もともと安心生活センターは、苦情解決相談事業を受託していたため、職員は、都社協が実施する苦情対応の研修を受講していて、相談者の話を適切にしっかり聞くスキルを当初から有していました。

2019年度から安心生活センターで「後見人何でも相談ダイヤル」専用回線を設置し、職員が必ず電話を受けられる体制をとっています。

後見人についての相談窓口であることを明示し

たことで、被後見人等本人からの相談も入ってきます。例えば、本人からの電話でも、すぐに「家裁に相談してください」ということではなく、まずはしっかり聞いて意見として受け止めることで、本人が納得することがあります。また、さらに検討が必要という事案については、成年後見支援会議にあげていくことができるようになりました。

後見人選任後の相談を適切に受け止める過程があることで、受任調整の過程でも本人のメリットを考えたしっかりとした協議ができるようになりました。

担当者より

江戸川区、区社協が、都、都社協とも一緒に協議しながら、既存の計画や現状を変えていくことが強みになり、制度を利用する区民目線から必要にせまられて取組を進めていきました。

江戸川区も社協も、このセンターを大事に思い、事業を広げることを必要だと共有することで、必要な職員の確保につながってきました。しかし、ここからは仕組みを考えていくための知恵を出す時代だと思えます。



■参考URL 連絡先

江戸川区福祉部福祉推進課
TEL : 03-5662-0086

●江戸川区社会福祉協議会 安心生活センター
TEL : 03-5662-5557

URL : <http://www.edogawa-shakyo.jp/fukushi.html>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	新宿区	区分	単独・委託
キーワード	社協の法人による任意後見事業、情報提供希望者登録制度		

社協の強みを活かした任意後見を含む法人後見の実施

I. 概要

1. 自治体概要

人口	346,425人
面積	18.22km ²
高齢化率	19.5%
地域包括支援センター	10か所
日常生活自立支援事業利用者数	112人
障害者相談支援事業所	21か所
療育手帳所持者数	1,669人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	3,013人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

① 成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
632人	479人	109人	31人	13人

(2018 (H30) 年12月末時点)

② 市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	67件	58件	53件	17件
内訳	高齢者	62件	57件	51件
	障害者	5件	1件	2件

③ 市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
72人	13人	3人	63人

(養成数：2018 (H30) 年度末時点。
法人後見支援員・日常生活自立支援事業支援員数は2019 (H31) 年4月時点。)

3. 事例のポイント

▶ 社協の強みを活かした任意後見を含む

法人後見の実施

平成28年度から2年間の検討を経て、社会福祉協議会が法人後見に取り組む意義を整理。平成30年度より任意後見を含む法人後見を実施。

▶ 情報提供希望者登録制度による情報発信

相談や講座・研修後のアンケートにて希望を募り、成年後見センターだより等の情報を配信。

▶ 適切な区長申立ての実施

区直営の基幹型地域包括支援センターのほか、区内9ヶ所に委託の地域包括支援センターを運営しており、虐待対応を含む権利擁護業務を実施。区は、社協等からの区長申立ての提案をしっかりと受け止められる体制を整備。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談、 窓口周知
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
連携	任意後見制度 モニタリング・ バックアップ
連携	個人情報の 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2005 (H17) 年～	東京都が養成する社会貢献型後見人（市民後見人）の養成研修に区民を2名～3名程度を推薦。
2007 (H19) 年	区が権利擁護事業を委託し、新宿区成年後見センター開設。 Point 1
2017 (H22) 年	市民後見人が選任され、社協が法人として監督人業務を始める。
2014 (H26) 年～	新宿区独自の市民後見人養成研修開始。
2016 (H28) 年	区の要請もあり、専門委員会で社会福祉協議会による法人後見の検討開始。 Point 2
2018 (H30) 年度～	新宿区社会福祉協議会による法人後見を開始。 Point 3
2021 (R3) 年 4月予定	高齢者保健福祉計画等に、新宿区成年後見制度利用促進基本計画を包含する予定で、現在検討中。



POINT

Point 1

平成19年度以前は、区が権利擁護に関する業務を行っていました。区より「地域福祉を担当する社会福祉協議会だからこそ、権利擁護に関する業務を担当してほしい」と依頼され、「社協だからこそ、他ではできない権利擁護をやりたい」と新宿区成年後見センターを開設しました。

Point 2

平成28年度、法人後見について検討を開始しました。もともと「社協ならではの権利擁護」がコンセプトだったこと、新宿区は後見に関する専門職の数が多い地域であることから、センター創設当時は法人後見への取り組みの必要性を感じていませんでした。しかしこの年、区から要請があったこと、社協としても以前より実施していた市民後見人の法人監督人業務をとおして法人後見に取り組む意義を感じていたことから、検討を始めました。

Point 3

2年かけた検討の結果、①「福祉の視点×地域とのつながり」を生かした支援、②公共性が高く、安心して利用してもらえるという社協ならではの支援ができるということで、法定後見だけでなく、任意後見を含む法人後見事業を開始することになりました。

法人後見についての検討を重ねた専門委員会では、専門職からも「任意後見は関わる期間が長く、専門職が個人で受けるのに困難を感じる。ぜひ社協で取り組んでほしい」と賛同を得ました。

任意後見事業への需要が見えない中で、迷ったことがありますか？

任意後見の法人後見についての検討の際、「依頼が多く、数が増えすぎてできなくなるのではないか？」という意見もありました。最終的に、「やりながら考える」「必要とされているから取り掛かろう」と、法人後見実施事業を開始しました。



Ⅲ. 新宿区成年後見センターの特徴について

1. 社協が法人として任意後見事業に取り組む意義

高齢者に限らず、単身世帯が多いのが、新宿区の地域特性です。平成19年度には、孤立死対策として、区の高齢福祉所管課が「ぬくもりだより」を発行、社協の地域ボランティアも「ぬくもりだより」の配布を希望する75歳以上高齢者に直接手渡しするという、区と社協の協働の見守りシステムが作られました。

平成28年度から2年にわたって行った専門委員会では、先行自治体の任意後見の法人後見事業、身元保証の事業についての情報収集、視察を行い、専門職も交えて以下の2点を整理しました。

- ①「福祉の視点×地域のつながり」を生かした支援を行える
地域の見守りを生かし、任意後見契約後、判断能力が不十分になったことを発見でき、適切な時期に監督人選任の申立てを実施し、発効できる
- ②社会福祉協議会は公共性が高く、安心して成年後見制度を利用してもらえる

平成30年度から法人後見実施事業に着手し、法定後見6件受任、任意後見6件を契約中です。

(令和元年12月末現在)

2. 任意後見の法人後見の体制

任意後見事業では、任意後見契約とあわせて「見守り訪問（1か月に1回訪問して状況を把握、1回1000円程度）」をセットで契約することを必須として、判断能力の低下を見逃さず支援することとしています。このほか、オプションで、「日常的金銭支払い支援（判断能力はあるが、身体上の理由で金銭管理の支援が必要な場合に支援を受ける）」を契約することもできます。

また、亡くなったときに財産の相続問題が起きないように、公正証書遺言の作成を必須でお願いします。公正証書遺言の作成には、社協は一切内容に関与しないこととし、専門職を紹介しています。

任意後見発効後の報酬については、流動資産額に応じて月額1万円から5万5千円の設定です。契約締結に当たっては、弁護士、司法書士、社会福祉士、区担当者から構成される受任検討委員会において受任に関する意見・助言を受けます。

平成30年度は、年6回の任意後見事業説明会を実施、計196名の区民の参加があり、現在、6件

の任意後見契約となりました。全件が80代後半の本人からの相談で契約となりました。事業開始当時は、利用者は独居の高齢者でしたが、最近の傾向として、同居する配偶者や子に疾患や障害があり、世帯の生活面や財産管理面を主として担っている人との契約もあります。世帯全体の将来への備えとして、利用を考えたとのことでした。

説明会参加者数に比べて契約者数が少ないようにみえますが、元気なうちから見守り訪問を受ける必要はないと考える人がいたり、毎回説明会に参加してじっくり考えている人がいたり、参加者が真剣に検討していることが伝わってきます。説明会参加後に、専門家に相談できる予約制の相談会を実施し、すでに困りごとを抱えて任意後見の利用を考えている参加者にも、対応できるようにしています。

★新宿区の成年後見センターだよりのURL
http://www.shinjuku-shakyo.jp/files/open/magazines/5de499f8coionybreae_pdf.pdf

3. 情報提供希望者登録制度

任意後見事業の最初の説明会には、定員いっぱい60人の参加がありました。このように、説明会のお知らせが成年後見制度に関心のある区民に届いているのは、センターが「情報提供希望者登録制度」で情報提供しているからです。

センターでは、専門相談の利用や成年後見制度の入門講座、関連するテーマ別講座を実施していますが、その際配布するアンケートに、「情報提供希望者の登録を希望するかどうか」、選択して

もらっています。年間200人から300人の情報提供希望者への登録があり、3年に一度、登録を継続するかどうか確認する文書を郵送、登録者情報を更新しています。

この情報提供希望者へ、成年後見センターだよりや、センター主催の講座のお知らせ等を送り、鮮度の高い情報を届けています。

4. 適切な区長申立てを可能とする実施体制

新宿区では、年間50件から60件の区長申立てを実施しています。区の高齢支援課は、地区担当制となっており、虐待対応等困難事例への対応と並行して、区長申立ての事務も担っています。委託型の地域包括支援センター以外に、区直営の基幹型地域包括支援センターがあるため、区職員が現場の権利擁護の事情を理解しており、社協が「区長申立てが必要だと思う」と区に相談した事案について、連携して進めています。

区長申立ての事案については区がマッチングをしています。

現在、区の成年後見制度利用促進計画については、令和3年4月からの高齢者保健福祉計画等に包含する予定です。

この計画において、新宿区成年後見センターを中核機関として位置づけることを検討しています。

区担当者より

成年後見センターは、社協らしさが生かせる取り組みであり、社協らしさが区民に示せる取り組みだと思えます。

区として胸を張って「実施しています！がんばっています」といえる取り組みになっていると感じています。



■参考URL 連絡先

新宿区福祉部地域福祉課

TEL：03-5373-3517

新宿区社会福祉協議会

新宿区成年後見センター

TEL：03-5273-4522

URL：http://www.shinjuku-shakyo.jp/business/centernogoannnai/

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	東京都町田市	区分	単独・直営+社協委託
キーワード	専門職団体との連携、親族後見人支援、受任調整会議		

専門職を活用した事業検討と親族後見人支援

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	428,706人
面 積	71.55km ²
高齢化率	26.7%
地域包括支援センター	12か所
日常生活自立支援事業利用者数	113人
障害者相談支援事業所	25か所
療育手帳所持者数	3,355人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	4,399人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

① 成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
1,114人	820人	211人	62人	21人

(2018年12月末時点)

② 市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	17件	23件	22件	12件
内 訳	高齢者	14件	19件	12件
	障害者	3件	4件	0件

③ 市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
51人	31人	0人	30人

(2018年度末時点)

3. 事例のポイント

▶ 中核機関の機能を分け現状から課題を探る

社協に委託してきた既存の「福祉サポートまちだ」について、1 広報機能、2 相談機能、3 利用促進機能、4 後見人支援機能に分け課題を明確化、短期・中期・長期的な目標に向けた事業を具体的に整理し、取り組みを実施。

▶ 市と社協の協力体制

中核機関への機能拡充に向けた検討は、市と社協が同じ方向を向いて柔軟に意を見交換。また、上記の課題を検討するための委員会を設置し、専門家等の委員も協力。既存の会議体の見直しも実施。

▶ 親族後見人支援の工夫

親族から成年後見制度の利用相談を受けた場合に、申立て支援、親族後見人の支援まで、切れ目のないサポートを行う取組みを開始。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援 個人情報
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2009年4月	福祉サポートまちだ設置。
2018年度より	専門職団体からの声かけを受け、中核機関への機能拡充に向けた検討開始。
2018年4月～	福祉サポートまちだ事業充実検討委員会設置（全5回）。
2019年7月～	事業充実検討委員会で示された課題を整理し、具体的な検討のため、福祉サポートまちだ事業充実具体化委員会設置（全4回）。
2020年度	中核機関をパンフレット等で市内PR予定。 上記ふたつの委員会での検討内容を踏まえ、制度利用検討・候補者マッチングのための委員会（権利擁護支援検討委員会）設置予定。



POINT

Point 1

町田市は、全国的にも成年後見制度の活用へ向けた取り組みが先駆的な市の一つでした。その流れを社協が受け継ぎ実践していくなかで、行政との役割分担の整理などの課題がありました。2018年に専門職団体から協議の申し入れがあり、取り組みが一気に進みました。

Point 2

町田市と社協の協議の場に、専門職や相談窓口の職員が入り、現状の事業の洗い出しを行い、できていること、これから取り組むことが検討委員会で協議され、具体的に何をするかを2年かけて検討しました。その検討結果を踏まえ、2020年度からは、これまでは行政のみで検討していた市長申立が想定される事例も含めて、新たな支援検討委員会が動き出す予定です。

Point 3

以前より親族後見人の連絡会を開催していましたが、親族後見人が集まらず、周知が難しいという課題がありました。また、申立支援を実施した親族のその後や、親族後見人の困りごとが十分に把握できていませんでした。

そこで、来所された親族にアンケートを行うこととし、ニーズを探り、継続的な支援のあり方を検討できるようにしました。

既存の会議体を変えるための取り組みができたのはどうしてでしょうか？

利用促進機能において、関係機関等から制度利用の相談があった際に、これまでは市社協内で担当者が協議して支援の方向性を判断していましたが、それが本当に適切なのか非常に悩ましいケースが少なくありませんでした。広い視野をもった福祉や法律の専門家が参加したケース会議を実施できる必要性を痛感し、行政ともそのことを共有できたからです。



Ⅲ. 町田市における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

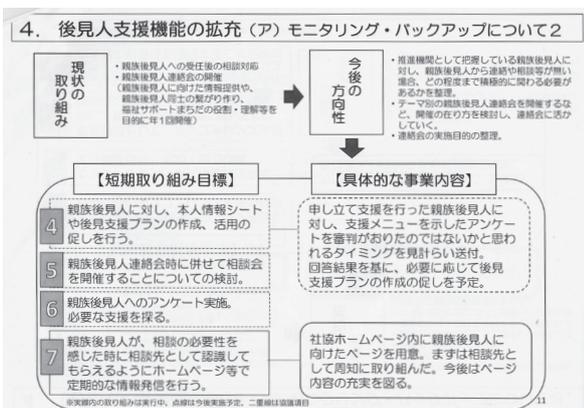
福祉サポートまちだは、設立して10年が経過し、現在の職員体制は合計6名（正職員3名、嘱託職員3名）で、町田市の委託費のほか、市社協の独自予算も入れて財源を確保しています。日常生活自立支援事業に関しては、別途、専門員を4名配置しています。

本人の支援に関わる関係機関からだけでなく、別居している親族からの相談が属性として最も多いことが特徴です。これから中核機関としての機能を果たすために、さらなる充実が必要となったこと、また、町田市の後見人等を受任している専門職団体から「協議の場を設けてほしい」という申し入れを受け、2018年に「事業充実検討委員会」を立ち上げました。①広報機能、②相談機能、③利用促進機能、④後見人支援機能のそれぞれの

拡充、これによる不正防止効果について検討し、その際には、現状を認識し、課題を設定して、実施時期を明確にした具体的なチャート図をつくり、委員会で協議を進めました。そのような協議を経て、2020年度からは、権利擁護に関する支援方針の検討や、後見人候補者のマッチングや後見事務のモニタリング・バックアップを一体的に行う新たな協議の場として「権利擁護支援検討委員会」がスタートする予定です。

なお、このような協議・検討を通じて、担当職員においても以下のような気づきがありました。

- 日々多くの相談を受けていると、ともすれば支援方針の判断が事務的になってしまう危険性がある。制度利用の必要性の判断には、支援者側の視点が大きく影響していたかもしれない
- 本人の支援に関わる関係者が時間をかけて丁寧に本人と向き合い、本人の意思や希望を尊重した支援方針に基づいて支援することが本来求められている
- 中核機関の職員として、本人と親族や福祉・医療等の支援者との仲介役となって、本人目線の支援活動を実現できるよう心がけたい



※添付の図は、チャート図の一例で、親族後見人の支援についてあらわしたものです。

2. 親族後見人支援の工夫

町田市では、親族から成年後見制度の利用相談を受けると、申立支援、親族後見人の支援まで、切れ目のないサポートを行う取組みを始めており、親族後見人の連絡会を開催するなどしていました。しかし、親族後見人が集まらず、周知が難しい、

申立支援を実施した親族のその後が分からない、親族後見人がどのようなことで困っているか分からないといった課題を抱えていました。

そこで、福祉サポートまちだでは、親族が相談等で来所された際に、アンケートの協力依頼を行

い、制度の利用意思の確認や、以下のような申立支援・親族後見人支援に関するセンターへの要望の有無等を確認することとしました。

- ①申立て書類作成時に、電話、メール、面談による進捗状況の確認や相談に対応してほしい。
- ②家庭裁判所への提出書類（申立て時・就任後）について確認をしてほしい。
- ③福祉関係機関（支援センター、ケアマネ等）との話し合いの場の調整をしてほしい。
- ④親族後見人として就任後に相談にのってほしい。
- ⑤親族後見人として就任後の福祉関係機関（支援センター、ケアマネ等）との顔合わせの場

の調整をしてほしい。

- ⑥定期的な情報発信をしてほしい。

さらに、こうした初回のアンケートに引き続き、年に数回、親族（後見人）に状況確認等のアンケートを実施し、定期的なアプローチを続けることで、具体的な支援につなげていくこととしました。

また、町田市では、親族後見人を含めた後見人等に引継ぎカンファレンスを実施しており、後見人等に就任した際に、後見人等の役割や、今までの状況・経過、今後の支援方針等を共有するため、支援関係者と後見人等の打ち合わせの場をコーディネートする取組を行っています。

3. 市民後見人養成と成年後見サポーター

町田市では、市民後見人の育成とあわせて、成年後見制度に関する正しい知識を持っている市民を地域に増やし、制度の啓発や周知の裾野を広げるため、成年後見サポーターというボランティアの仕組みを作りました。現在、約40名の市民が登録・活動しています。成年後見サポーターには、出張講座や親族後見人連絡会、パンフレットの発送等で協力してもらっており、地域に福祉サポー

トまちだという相談機関があることの周知にもつながっています。

また、市民後見人の育成との関係では、市民後見人の養成講座の応募者が減少傾向にあることや、後見人等の責任の観点から市民後見人となることに慎重な姿勢の市民も多いこと等を踏まえ、2019年度からは、『市民後見人養成コース』、『成年後見サポーターコース』、『聴講コース』の3つのコースを用意することとしました。

後見人等として直接的に支援に携わる市民だけではなく、我が事として成年後見制度を学び、成年後見サポーターとして取組を支える市民や、こうした経験を経て将来的には担い手としても活躍することができるような市民を、丁寧に、かつ、大切に育成していくことを目指しています。

担当者より

行政と中核機関がしっかり両輪として働くことが大切で、どちらかだけでは上手く進まないと思います。行政としても、今までやったことのないことをやろうとしており、柔軟性を大切に、社協からの提案・アイデアも踏まえて進められています。

中核機関等の取組以前にも、約10年という取組の蓄積はありましたが、他県を視察したり、他の地域で良いと思った取組を積極的に取り入れていくことで、できることから少しずつ整備・改善していています。それが積み重なっていけば、いずれ目指すべきところに行きつけると思っています。



■参考URL 連絡先

町田市地域福祉部福祉総務課
TEL: 042-724-2537

福祉サポートセンターまちだ
(町田市社会福祉協議会)
TEL: 042-720-9461

URL: <https://www.machida-shakyo.or.jp/shakyo/support.html>

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	神奈川県藤沢市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	意思決定支援、市民後見人養成・支援、ターゲット別広報、チーム支援		

意思決定支援を重視したチーム支援と市民後見人養成

I. 概要

1. 自治体概要

人口	434,405人
面積	69.56km ²
高齢化率	24.32%
地域包括支援センター	16か所
日常生活自立支援事業利用者数	121人
障害者相談支援事業所	6か所
療育手帳所持者数	3,143人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	3,744人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018（H30）年度実績）



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
81人	67人	9人	4人	1人

（2018（H30）年12月末時点）

②市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	20件	21件	38件	6件
内訳	高齢者	13件	12件	25件
	障害者	7件	9件	13件

③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
11人	7人	3人	7人

（2018（H30）年度末時点）

3. 事例のポイント

▶意思決定支援を中心に据えた市民後見人養成・支援

「意思決定における支援場面において意思の確認やそのための方法について最大限に配慮することのできる市民後見人の養成」を展開、本人を中心に据えた支援を徹底。

▶ターゲットを絞った広報・啓発

ターゲットを絞り、広報や研修等の啓発活動を展開。障がい当事者・家族を対象に市民講座を開催したところ定員を大幅に超える申込があり、複数回の開催に変更。

▶チーム支援のモデル事業実施

成年後見制度を必要とする困難ケースに、専門職等中核機関の「検討会」が関与しチーム支援を行うモデル事業を実施。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談、 窓口周知
調整	相談受付の工夫
他制度との連携	受任調整会議
市町村長申立	後見人候補者 推薦
市民後見人養成	親族申立の 相談・支援
法人後見	親族後見人支援
活用	モニタリング・ バックアップ
補助・保佐の	任意後見制度
個人情報の	意思決定支援
連携	協議体、合議体 の設置
連携	都道府県等との 連携
連携	当事者団体との 連携
不正防止(効果)	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2012 (H24) 年	藤沢市社協「ふじさわあんしんセンター」を整備（市委託事業）。 Point 1
2013 (H25) 年	法人後見事業を開始。
2015 (H27) 年	市民後見人養成講座を神奈川県社協と連携して開始。 Point 2
2018 (H30) 年	地域福祉計画に位置付け、成年後見制度利用促進計画を整備。 Point 3 成年後見制度利用促進に関する検討会を開催（4回）。
2019 (H31) 年	藤沢市社協ふじさわあんしんセンターを中核機関として整備。 成年後見制度利用促進検討会にて、権利擁護相談への積極的な参画とチームづくり支援のモデル実施を行う。



POINT

Point 1

藤沢市社協が藤沢市より「成年後見相談センター」設置の相談を受け、市の各担当課と社協で検討を重ねました。

市社協で日常生活自立支援事業を担う「あんしんセンター」の名称が市民に浸透していたことから、名称を引き継ぎ、「ふじさわあんしんセンター」を開設しました。

市の成年後見関係団体等に呼びかけ、組織化された「ネットワーク連絡会」は、2012 (H24) 年より開始されています。

Point 2

市民後見人の養成は、養成課程で市民後見人として受任できる人材のみが受講・修了する仕組みです。令和元年度現在研修修了者が11名、登録が7名、受任はのべ7件となっています。

市民後見人登録者の中で、社協と雇用契約を結び、法人後見の支援員や、日常生活自立支援事業の支援員として活躍している人もいます。

Point 3

成年後見制度利用促進基本計画は地域福祉計画に包含し、計画策定によって中核機関を整備しました。成年後見制度利用促進に関する検討会には、専門職、当事者団体、医師、福祉関係団体等が参加し、藤沢市での中核機関や地域連携ネットワークのありかたについて、協議しました。

検討会で示された「目指すべき方向性」はどのようなものでしょうか？

藤沢市における中核機関（権利擁護相談センター）の目指すべき方向性として、以下のような方向性があげられました。

- 総合的な権利擁護相談機関
- 本人への意思決定支援を含めた機能を持つこと
- 本人を中心としたチームをつくる牽引役としての機能を持つこと
- 制度利用の手前の段階から相談支援のフィールドに入り、ステップを踏みながら本人の意思決定支援を重視した「チーム」での支援を可能にしていくこと



Ⅲ. 藤沢市における体制の特徴について

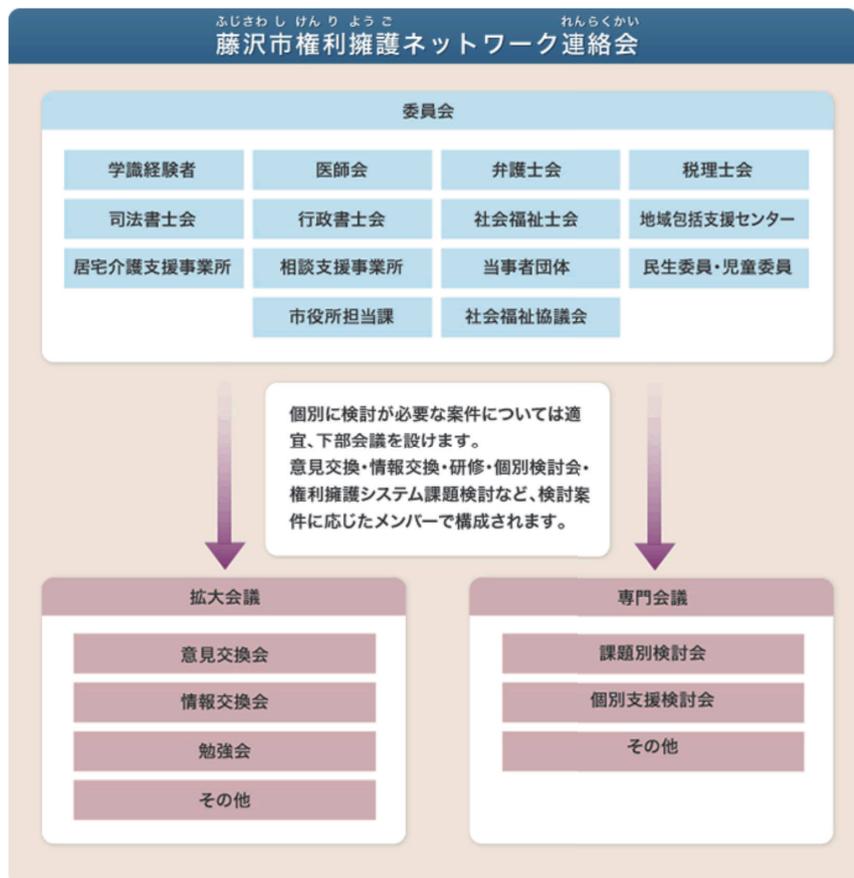
1. 協議会は「藤沢市権利擁護ネットワーク連絡会」

社協への委託により中核機関の整備を行いました。

社協あんしんセンターでは日常生活自立支援事業、市民後見人養成・受任後の活動支援、法人後見事業等を実施しており、この度中核機関として新たな取り組み（2. 3. 4. で詳述）に着手しています。

藤沢市社協の「ふじさわあんしんセンター」の担当者は、市社協の管理職1名、職員4名（社会福祉士）、嘱託職員4名（うち非常勤3名）、登録型の支援員6名です。

2012（H24）年より市が主催で開催してきた「藤沢市権利擁護ネットワーク連絡会」が協議会として、位置付けられました。「ネットワーク連絡会」は、右図のように「委員会」と、個別に検討が必要な事案について協議する「拡大会議」「専門会議」で構成されています。委員会は、当事者団体、専

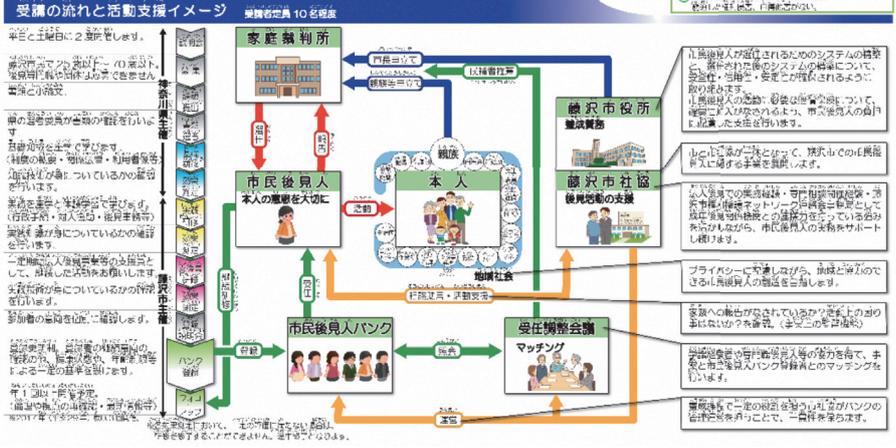


門職、民生・児童委員、福祉関係機関、社協、市役所各担当課約20名より構成されています。「成年後見制度利用促進に関する検討会」は、ネットワーク連絡会の「専門会議」の一部に位置付けられています。

2. 意思決定支援を中心に据えた市民後見人養成・支援

藤沢市における市民後見人とは、「意思決定における支援場面において意思の確認やそのための方法について最大限に配慮することのできる市民

後見人」と整理されています。養成課程においても、活動支援の場面においても、本人を中心に据えたきめ細やかな支援が徹底されています。



3. ターゲットを絞った広報・啓発

広報・啓発活動の一環として、ふじさわあんしんセンターでは、ターゲットを絞った広報活動を行っています。制度の利用を必要とする「本人向けパンフレット」は、事例を用いて、「このようにときに後見人が支援します。」とわかりやすく

示せるよう工夫して開発されました。また、障がい当事者・家族を対象に市民講座を企画・開催したところ、定員を大幅に超える申込があり、複数回の開催に変更しました。

4. チーム支援のモデル事業実施

ふじさわあんしんセンターでは、2019 (R1) 年度、本人を中心とした、支援関係者や地域の友人、親族等とのチームづくり支援のモデル事業を展開しています。

同時に、本人に権利擁護支援が必要な状況にあり、身近な関係者だけでは対応方針の検討が難しいようなケースについては、中核機関の専門職等検討会が関与し、本人・チームへの専門的助言の場を設定する（専門職に依頼し、チームカンファレンスに同席する等）支援を行うモデル事業の実施を行っています。

担当者より

本人への意思の確認を行いながら、チームで支援する取り組みを、モデル事業を通じて取り組んでいます。

中核機関の整備を通じて、利用できる支援の選択肢が増え、困難ケースの解決方法をともに考えていける仕組みを作ることができました。市民にとっても、支援者にとっても有益な仕組みだと考えています。

■参考URL 連絡先

藤沢市役所地域包括ケアシステム推進室
TEL : 0466-50-3523

藤沢市社会福祉協議会 ふじさわあんしんセンター
TEL : 0466-55-3055
<http://www.fujisawa-shakyo.jp/anshin/>